



年金Q&A

Vol.5

Q

平成27年10月から被用者年金制度の一元化に伴い、在職している間における退職共済年金の支給停止の方法が変更になると聞きました。どのような変更になるのでしょうか。

A

退職共済年金の受給者が組合員として在職しているときや、民間会社に再就職しているときは、原則としてその年金の全部又は一部を停止することとされています。

現行制度において、在職している間の退職共済年金と老齢厚生年金の支給停止の方法には差異があるので、平成27年10月以降、退職共済年金の支給停止の方法は厚生年金保険の方式に揃えられ、概要としては、次のとおりとなります。

現行		平成27年10月以降	
<p>組合員である間 (年齢関係なし) 賃金+年金>28万円</p>	<p>年金の A 全部又は一部 停止</p>	<p>65歳未満 賃金+年金>28万円</p>	<p>年金の C 全部又は一部 停止</p>
<p>厚生年金保険の被保険者等 となった場合(年齢関係なし) 賃金+年金>46万円</p>	<p>年金の B 一部停止</p>	<p>65歳以上 賃金+年金>46万円</p>	<p>年金の D 全部又は一部 停止</p>

※平成27年9月以前に退職共済年金の受給権を有したときは、引き続き退職共済年金が支給されますが、平成27年10月以降に老齢給付の支給事由が生じたときは、厚生年金保険の老齢厚生年金が共済組合から支給されることとなります。

※この支給停止については、月額で計算します。

経過措置

この退職共済年金の支給停止の方法が変更されることにより、65歳未満の厚生年金保険の被保険者等である退職共済年金の受給者については、年金の停止基準額が46万円から28万円に引き下げられること（上記のBがCとなる）や退職共済年金と老齢厚生年金の合算額を基に支給停止額を計算することから、平成27年9月時点で支給される年金額が平成27年10月以降、大幅に減少（支給停止される額が増加）することがあります。

そのため、財産権への配慮及び収入の急激な変化が受給者の生活設計に大きな影響を及ぼすことに鑑み、次のような配慮措置を設けることとなっていますが、詳細は今後公布される政令で定めることとなっています。

- ① 従前の支給停止額を除く見直し前の総収入（賃金と年金の合計）の10%を減額の上限とすること。
- ② ①の配慮措置がかからない者は、年金と賃金の合計額35万円を超える部分を減額対象とすること。

◎次号では、この支給停止に関する具体的な計算方法等を説明いたします。

(執筆/地方職員共済組合)